

ID: 160

担当部署: 産業観光課

処分の概要	使用料の徴収		
例規名 根拠条項	八頭町体験農園等施設条例 第10条第1項		
例規番号	平成17年条例第126号		
<p><b>【根拠条文】</b> (使用料) 第10条 体験農園の使用に係る料金(以下「使用料」という。)については、町長に納付する、又は指定管理者の収入として収受させるものとする。 2 使用料金は別表に定めるほか料金の範囲内において、指定管理者が町長の承認を得て定めるものとする。</p> <p><b>【基準】</b> 根拠条文に同じ。</p>			
備考			
設定年月日	平成 26 年 7 月 1 日	最終変更年月日	年 月 日